南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金　よくあるご質問

令和７年５月２８日現在

1.申請について

Q.所定の様式はありますか？
A.ホームページに様式を掲載しています。適宜、ご活用ください。

Q.補助金の予約はできますか？
A.予約はできません。交付申請書一式を町へ郵送頂いた受付順に処理させていただきます。

Q.補助額が「〇〇〇円以内」となっているのはなぜですか？
A.予算上限に達する場合、予算上限の残額までしか補助できないため、「〇〇〇円以内」と記載しています。

Q.夏に実施するバスツアーは対象になりますか？
A.「令和７年７月１日から令和７年９月３０日まで」及び「令和７年１２月２７日から令和８年１月７日」に実施するバスツアーは補助対象外になります。ご注意ください。

2.観光施設について

Q.観光施設には、白良浜や円月島は含まれますか？
A.含まれません。町内の有料の観光施設をご利用ください。

Q.土産物店は対象施設に含まれますか？
A.含まれます。

Q.一つのバスツアーで参加者が各自、別々の観光施設を訪れる場合、それぞれ観光施設にカウントされますか？
A.15 人以上が 1 施設を訪れる場合、利用施設としてカウントします。

Q.崎の湯は対象施設に含まれますか？
A.含まれません。白浜町が運営管理する施設等は対象外とします。

Q.バスから降車せずに観光施設を訪れる場合、対象施設に含まれますか？
A.含まれません。

3.旅程について

Q.金曜日、土曜日の１泊２日のバスツアーを計画いています。旅程区分は平日になりますか？それとも休日になりますか？

A.休日になります。旅程の一部に休日等（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）を含む場合は、休日等の旅程区分として取り扱います。

Q.12/27～1/7 の期間は除くとありますが、12/26～27 の１泊２日のバスツアーは対象になりますか？

A.対象となりません。旅程に 12/25～1/7 の期間が含まれる場合は、対象外となります。

4.その他

Q.修学旅行は対象ですか？

A.対象外です。

Q.社員旅行は対象ですか？

A.補助対象です。

Q.保育園・学童保育所の行事でのバスツアーは対象ですか？

A.対象外です。